

随意契約の理由書一覧 令和7年4月分

契約日	件名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
4月1日	羽田小学校プールろ過機改修工事	11,660,000	株式会社東工業	令和7年7月18日	2号
4月1日	蒲田中学校プールろ過機改修工事	1,089,000	株式会社東工業	令和7年7月18日	2号
3月21日	防災行政無線(屋外拡声子局)撤去及び増設工事(南一児童公園及び南二児童公園)	6,600,000	OKIクロステック株式会社	令和8年3月13日	2号
4月1日	大田区産業プラザ大展示ホール及びコンベンションホール吊物機構設備改修工事	143,000,000	森平舞台機構株式会社	令和8年2月27日	2号
4月24日	本庁舎消火設備機器改修工事	42,130,000	大田空調衛生協同組合	令和7年3月13日	2号
4月22日	本庁舎空調設備改修工事	111,760,000	大田空調衛生協同組合	令和7年3月13日	2号
4月17日	西六郷小学校体育館電動バスケットゴール修繕工事	2,772,000	株式会社ウエサカティイー	令和7年7月31日	2号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき